



目 次

規 則	ペー
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の解除予定の通知（4件）（治山林道課）	1
○道路の供用開始（2件）（道 路 課）	1
公 告	
○平成30年度製菓衛生師試験の実施（食品・衛生課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	2
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（4・5 掲示）	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（3・30掲示）	3
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）	4
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（〃）	4
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（〃）	4
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（〃）	4
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正（3・30掲示）	5
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	6
落札公告	
○落札者等の公告（公園下水道課）	6

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第43号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第3号中「、歴史民俗資料館」を「、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月21日から施行する。

告 示

高知県告示第360号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
宿毛市小筑紫町小筑紫字上櫛引山511の19（国有林）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第361号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
宿毛市二ノ宮字関ノ上山3615の2
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

高知県告示第362号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
長岡郡大豊町永淵タノシタ433の1から433の3まで、434、435
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

高知県告示第363号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐郡大川村小麦畝字押越185の4
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

高知県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年4月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 安芸物部
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字政久谷甲1346番1から 安芸市井ノ口字政久谷甲2987番まで	49	平成30年4月20日

高知県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年4月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市国分字軸ノ木800番1から 南国市国分字軸ノ木803番1まで	60	平成30年4月20日

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成30年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成30年7月11日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所  
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料  
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 受験願書の提出期間  
平成30年6月4日（月）から同月11日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成30年6月11日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表  
平成30年7月25日（水）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。  
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他  
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点について

は、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市下井堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)	谷合 喜秋	香南市野市町下井1716番地
(就任)	山本 道生	香南市野市町下井1457番地

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第3号

事務局  
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月20日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「及び参事」を「、参事及び教育振興監」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月20日から施行する。

高知県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局  
各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月20日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育機関の高知県立図書館長の項中「次長」を「副

館長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月20日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第21号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成30年4月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

”	下川口保育園	土佐清水市下川口998-1	”
---	--------	---------------	---

を削る。

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第8号**
**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「医監」

を

「医監  
地域包括ケア推進監」

に、

「環境制御技術推進監」

を

「国営農地整備推進監  
林業人材育成推進監」

に、

「療育福祉センター長」

を

「療育福祉センター長  
精神保健福祉センター所長」

に改め、同項3種の欄中

「地域防災企画監」

を

「地域防災企画監  
消防防災航空センター長  
保健推進監  
地域包括ケア推進企画監  
醸造技術企画監」

に改め、「精神保健福祉センター所長」及び「計量検定所長」を

削り、同表教育委員会の項2種の欄中

「参事」

「参事」

を

「参事  
教育振興監  
青少年センター所長  
図書館長」

に改め、同項3種の欄中「青少年センター所長」及び「図書館

長」を削る。

第12条第2項中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル

営業」に改める。

別表第1の9の表中「障害保健福祉課」を「障害福祉課、障害保健支援課」に改め、同表の15の表中「計量検定所」を「工業技術センター計量検定室」に改める。

別表第4中「林業学校」を「林業大学校」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、同年6月15日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第9号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「港湾振興監」  
を  
「港湾振興監  
中央東県税事務所長  
幡多福祉保健所長」

に改め、同表教育委員会事務局の項中

「教育次長」  
を  
「教育次長  
教育振興監  
図書館長」

に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第10号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1香南市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表香南市教育委員会保育所の項中「所長」を「所長（香南市の職員の給与の支給に関する規則（平成18年香南市規則第34号）第11条第1項の表において管理職手当の支給対象とする職に限る。）」に改め、同表香南市教育委員会幼稚園の項中「園長」を「園長（香南市の職員の給与の支給に関する規則第11条第1項の表において管理職手当支給対象とする職に限る。）」に改め、同表香美市市長部局本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 参事」に改め、同表大川村の項中

村長部局	本庁	会計管理者 参事 課長
------	----	----------------

を

議会事務局		局長
村長部局	本庁	会計管理者 参事 課長

に改め、同表大川村教育委員会事務局の項を削り、同表中土佐町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表日高村村長部局本庁の項中「課長 検査監 参事」を「課長」に改め、同表大月町教育委員会事務局の項及び同表三原村教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

別表第2 嶺北広域行政事務組合の項中「所長」を「所長心得」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1三原村教育委員会事務局の項の改正規定は同月16日から、同表第1香南市教育委員会事務局の項の改正規定は同月29日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第11号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則

第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

四万十市川登299	中村警察署川登駐 在所	2級
-----------	----------------	----

を

四万十市川登299	中村警察署川登駐 在所	2級
安芸郡東洋町大字生見758- 3	計画推進課員駐在 所	1級

に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第12号**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「環境制御技術推進監」を「国営農地整備推進監 林業人材育成推進監」に、「危機管理指導監」を「危機管理指導監 保健推進監」に、「消防指導監」を「消防指導監 消防防災航空センター長」に、「チーム長」を「チーム長 プロジェクトマネージャー」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「保健監」を「地域包括ケア推進監、地域包括ケア推進企画監、保健監」に、「中央児童相談所の市町村支援専門監」を

「中央児童相談所の市町村支援専門監  
工業技術センターの醸造技術企画監」  
に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「参事」を「教育振興監」に、「人事企画」を「人事企画、業務改善推進」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「企画監 次長 部長 館長」を「次長 部長 館長 副館長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----  
 人 事 委 員 会 告 示  
 -----

## 高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の2級の教育委員会の項中  
 「二等機関士（5等級）」

を  
 「二等機関士（5等級）  
 甲板員（5等級）  
 司厨員（5等級）」

に改め、同表の4級の知事部局の項中  
 「専門普及指導員（3等級）」

を  
 「専門普及指導員（3等級）  
 主任教授」

に改め、同表の4級の教育委員会の項中「青少年センターの課長」を「出先機関の課長」に改め、同表の5級の知事部局の項中「隊長」を「消防防災航空隊長」に改め、同表の5級の教育委員会の項中「図書館次長」を「図書館副館長」に改め、同表の6級の知事部局の項中

「東京事務所副所長」  
 を  
 「東京事務所副所長  
 消防防災航空センター長」

に、  
 「学園長」

を  
 「学園長  
 保健推進監  
 地域包括ケア推進企画監」

に改め、同表の6級の教育委員会の項中「青少年センター所長」及び「図書館長」を削り、同表の7級の知事部局の項中

「地域防災監」  
 を  
 「地域防災監  
 地域包括ケア推進監」

に、  
 「企業立地推進監」

を  
 「企業立地推進監  
 国営農地整備推進監  
 林業人材育成推進監」

に改め、「中央東県税事務所長」を削り、

「幡多福祉保健所長」  
 を

「幡多福祉保健所長  
 療育福祉センター長」  
 に改め、同表の7級の教育委員会の項中  
 「参事」

を  
 「参事  
 青少年センター所長」  
 に改め、同表の7級の項中

「  

議会事務局 監査委員事務局	事務局次長
------------------	-------

」

を  
 「  

監査委員事務局	事務局次長
---------	-------

」

に改め、同表の8級の知事部局の項中「療育福祉センター長」を「中央東県税事務所長」に改め、同表の8級の項中

「  

教育委員会	教育次長
-------	------

」

を  
 「  

教育委員会	教育次長 教育振興監 図書館長
議会事務局	事務局次長

」

に改める。

別表第6の4級の項中  
 「技術次長（2等級に限る。）」

を  
 「技術次長（2等級に限る。）  
 醸造技術企画監」

に改め、同表の5級の項中「環境制御技術推進監」を削る。

-----  
**労働委員会告示**  
 -----

**高知県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成30年4月20日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
鶴岡 香代	高知県労働委員会委員（公益委員）	平成30年3月20日
彼末 一明	高知県労働委員会事務局長	平成30年4月5日
戸田 浩	高知県労働委員会事務局次長	平成28年4月7日
清藤 祐一	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成30年4月5日
武政 澄夫	U Aゼンセン高知県支部運営評議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成14年3月18日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知	平成26年7月3日

	県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	
小野川公作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長代行 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
筒井 敬二	高知県労働組合連合会副執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
岡林 ゆり	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成26年3月18日
小笠原光豊	陽和産業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成28年3月18日
長瀧 正隆	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日
三宮 昌子	株式会社高知銀行常務取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日

-----  
**落札公告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部公園下水道課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ウォーターエージェンシー・高知プラントサービス特定委託業務共同企業体 東京都新宿区東五軒町3番25号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,166,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため